ち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、平成27年４月１日から平成29年３月31日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。

⑥　１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと（入札説明書参照。）。

⑦　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑧　警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる集合住宅、宿泊施設、類似施設（＊１）又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の㋐、㋑及び㋒全ての要件を満たす新築工事又は増築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は、平成14年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる集合住宅、宿泊施設、類似施設（＊１）又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の㋓、㋔及び㋕全ての要件を満たす新築工事又は増築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成14年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。

㋐　面積：１棟の延べ面積（＊２）が5,000㎡以上

㋑　構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法含む）又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　階数：４階建て以上

㋓　面積：１棟の延べ面積（＊２）が2,500㎡以上

㋔　構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法含む）又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋕　階数：２階建て以上

＊１　宿泊室又は寮室の合計面積が、当該施設の延べ面積の過半を占める施設に限る。

＊２　増築工事の場合は、「延べ面積」を「増築部分の床面積の合計」と読み替える。また、複合用途施設にあっては、集合住宅、宿泊施設又は類似施設の用途に係る部分の床面積が当該施設の延べ面積の過半を占める場合は当該施設全体の面積とし、それ以外はその用途に係る部分の床面積の合計とする。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　6⑴①の認定（6⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6⑴①の認定を受けていない構成員が6⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、6⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6⑴①の認定又は6⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（6⑴①の大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期限　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「参議院新清水谷議員宿舎新築⑰建築その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品等の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 29 年 10 月 19 日

国税庁長官官房会計課長　大内　　聡

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量　国税庁における電話相談事務及びｅ―Taxヘルプデスク事務に係る機器等　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成32年11月

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は資料提供招請説明書による。

2　資料等の提供方法

⑴　提供期限　平成29年12月18日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３丁目１番１号　東受付室内入札説明室

3　説明書の交付

⑴　交付期間　平成29年10月19日から平成29年12月18日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　説明会の日時及び場所

⑴　開催日時　平成29年11月２日13時30分

⑵　開催場所　中央合同庁舎第４号館　1203会議室